

群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）

（趣旨）

- 1 群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究成果を収集、保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。

（登録者）

- 2 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍又は在籍したことのある教職員（非常勤職員を含む。）
 - (2) 本学大学院に在籍又は在籍したことのある大学院学生及び研究生
 - (3) その他、学術国際委員長が適当と認めた者

（登録対象）

- 3 リポジトリの登録対象となる教育・研究成果は、以下の全ての要件を満たす資料又は学術国際委員長が特に認めた資料とする。
 - (1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - イ 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要、研究会誌等）
 - ロ 学位論文（博士論文又は修士論文）
 - ハ 科学研究費補助金による研究成果
 - ニ 学術会議、教育・研究プロジェクト等の報告書・資料
 - ホ 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
 - ヘ その他、公開可能な教育・研究成果
 - (2) 原則として内容が公表され、かつ完成されていること。
 - (3) 登録者が本学在籍中に作成に関与した教育・研究成果であること。
 - (4) 電子的フォーマットで作成されているか、電子的フォーマットに変換可能であること。
 - (5) 次に掲げる事項について法令上・社会通念上問題が生じないこと。
 - 一 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - 二 情報セキュリティに関する事項
 - 三 守秘義務に関する事項

(登録された学術情報資源の利用)

4 学術国際委員会は以下の方法により、リポジトリに登録された学術情報資源を恒久的に利用する。

- (1) 当該学術情報資源を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開(送信)する
- (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う

5 学術国際委員会は、リポジトリに登録された学術情報資源の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 上記4に挙げた利用方法以外による利用は行わないこと
- (2) ネットワークを通じてリポジトリに格納された学術情報資源を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう下記の内容を周知すること
 - (ア) 著作物の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得る必要があること
 - (イ) ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はないこと

(学術情報資源の著作権)

6 リポジトリへの登録は、学術情報資源の著作権の帰属を変更するものではない。著作権者による再利用はこれを妨げない。

7 学術情報資源の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、学術国際委員会に対し、4に掲げた利用を無償で許諾する。登録者のみに著作権が帰属しないときは、下記のとおりとする。

(1) 共著者

著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は4に掲げた利用の許諾をすべての共著者から得ることとする。

(2) 出版社(者)等の団体

著作権が登録者以外の者・団体等に帰属しているときは、登録者は学術国際委員会に対し、リポジトリ登録に対する著作権者の不明も含めて許諾状況についての情報を提供する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

(登録手続)

8 リポジトリへの登録手続

- (1) 本学関係の紀要類の編集・発行者が包括的利用許諾を与える場合は、「群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリ学内紀要類包括利用許諾書」を学術国際委員長に提

出する。これにより、特に、個々の論文等の著作者が登録を望まないことを表明した場合を除き、学術国際委員会は許諾条件の範囲内で個々の論文等の著作者から学術情報資源の利用許諾を受けることなく、4に掲げた利用ができるものとする。

- (2) 上記(1)によらない場合は、個々の著作者が「群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリ学術情報資源利用許諾書」を提出することで、学術国際委員会は学術情報資源の4に掲げた利用ができるものとする。

(免責事項)

- 9 リポジトリに登録された研究成果の内容に関する責任は、当該登録者又は著作権者がすべて負うものとする。また、リポジトリに登録された研究成果の公開あるいはその利用によって発生した登録者、著作権者又は利用者のいかなる損害・不利益についても学術国際委員会は一切責任を負わないものとする。

(学術情報資源の削除)

- 10 学術国際委員会は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術情報資源を削除することができる。
- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを学術国際委員長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃又は内容が著しく不適切である等の理由により、リポジトリの運用に関する問題を審議する学術国際委員会が削除の決定を行った場合
- 11 その他、この運用指針の実施に関し必要な事項は学術国際委員長が定める。

付 則

この指針は、令和3年4月10日から施行する。